

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第25回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成23年9月22日（木） 10:30～11:45

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，總山哲，山口幸雄（委員長）

（庶務）江頭総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 現行型司法修習第64期修習生の判事補任官希望者について

(2) 平成24年4月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者に関する情報収集について

(3) 平成24年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

(4) 再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて

5 審議資料

79 7月26日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知）※添付省略

80 9月7日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知）添付書類 ※添付省略

81 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（検察庁あて）

82 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（裁判所あて）

83 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（担当事件係属裁判所あて）

84 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護士あて）

- 85 弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補者本人あて）
- 86 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（実情をよく知る弁護士あて）
- 87 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）
- 88 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）
- 89 弁護士会送付文書

## 6 協議等

### (1) 現行型司法修習第64期修習生の判事補任官希望者について

庶務から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）委員長から当地域委員会地域委員長に対し、本年7月26日付けで本年8月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（現行型司法修習第64期）が判事補に任命されるべき者として諮問された旨通知があり、その候補者名簿が参考送付された旨説明された。

### (2) 平成24年4月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者に関する情報収集について

平成24年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、審議資料80のとおり、指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を11月14日（月）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明がされた。

#### ア 弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者及びその情報収集の方法について説明がされ、審議の結果、審議資料81から86のとおり、弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

#### イ 再任（判事任命）候補者について

庶務から、再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明

があった後、審議され、審議の結果、審議資料８８及び８９のとおり、再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

なお、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料８８の本文の下から３行目以下に「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載があるが、当管内の弁護士会においては、このような取組は行っていないことから削除されたい。

### (3) 再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて

庶務から、指名諮問委員会委員長から当地域委員会地域委員長に対し、再任（判事任命）候補者情報の弁護士会内における取扱いについて注意を喚起するための文書を管内の弁護士会に送付するよう依頼があった旨説明があり、これを受けて、審議資料８９のとおり、当地域委員会地域委員長名で管内の弁護士会に注意喚起文書を発出することについて審議され、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 指名諮問委員会委員長からの依頼文書には、裁判官の再任（判事任命）手続では裁判官のプライバシーは一定制限されるものだとすることを前提とせずに裁判官のプライバシーの保護を持ち出していること、重点審議者が誰であるか知られると指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがあるとしていること等、その表現には問題がある。
- ・ この問題は、従前から議論されている情報収集の在り方に関するものであり、以前から弁護士会が問題提起し、重点審議者が誰であるか容易に推測できる現在の方法を改めるべきであると提案しているところであり、この点については、私も本委員会において繰り返し発言してきたところである。
- ・ 審議資料８９の本文６行目以下に「ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば」とあるが、これは誤解を生じさせる表

現であって相当ではない。

重点審議者の情報収集は、指名諮問手続の要であると認識しており、この重要性を抜きに話をすることはできない。新藤宗幸氏の著書「司法官僚」でも、重点審議者がどのような基準と手続で選定されたか公表されていないと批判されており、私も同感である。

説明者から次のとおり説明された。

- ・ 重点審議者について、具体的にどのような情報収集を行っているかは公にされていない。審議資料 89 の本文 6 行目以下の表現は、その点に配慮したものである。

審議の結果、審議資料 89 の案文のとおり、管内の弁護士会に発出するか採決が行われ、委員 1 人の反対があったが、多数決により案文のとおり発出することとなった。

## 7 その他

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について（報告）

庶務から、次のとおり報告された。

7月8日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

### (1) 判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した 99 人のうち、その後、願を取り下げた 1 人と出向した 1 人を除く 97 人について審議が行われ、95 人については指名適当、2 人については指名不適当と答申された。指名不適当とされた 2 人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしい者とはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

### (2) 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した 2 人について審議が行われ、いずれも指名不適当と答申された。指名不適当とされた 2 人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしい者とはいえず、判事に任命され

るべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第26回）の期日が、次のとおり指定された。

11月7日（月）15：00